

当院は後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます

●院外処方せんについて

院外処方せんは「一般名処方」にて処方いたします。（新薬等一部のお薬は除く）

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方にて処方された場合は、保険薬局にて調剤を受ける際に、『先発医薬品』か『各種後発医薬品』をお選びいただくことができます。

ご不明な点は、ご利用頂く保険調剤薬局でのお尋ねをお願いいたします。

◎一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。これにより、供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さんに必要なお薬を提供できやすくなります。

◎令和6年10月1日より

後発品のある先発品（長期収載品）について、患者さん自らが長期収載品を選択した場合に、後発医薬品との差額の一部を「選定療養費」として保険調剤薬局で自己負担していただくこととなります。

●入院中のお薬について

後発医薬品使用体制加算2を届け出ており、積極的に後発医薬品を使用いたしますが、後発医薬品の存在しない新薬等は従来通り先発医薬品を使用いたします。